

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区農人橋1-4-31 Tel:06-946-8011

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-946-8727

相続財産の譲渡は申告期限後がコツ

Q：父の死亡により土地を相続しました。相続税の支払のために、この土地を売ろうと考えています。その場合、税法上何か特典はあるのでしょうか。

A：相続により取得した財産を、相続税の申告書の提出期限から2年以内に譲渡すれば、その相続財産にかかった相続税額を売却する財産の取得費に加算される特例があります。ですから、この期間内に売却すれば、譲渡所得税が軽減されます。

また、ご質問が平成4年1月1日以後に開始した相続であれば、相続財産のうち土地を譲渡した場合において、もし他にも土地を相続しているときは、相続した他の土地に課せられた相続税額も譲渡した土地の取得費に加算されます。

さらに、今年度税制改正により、同特例の適用期間が相続税の申告書の提出期限から“2年以内”が“3年以内”に延長されました。延長された“3年以内”の適用期間は、今年1月1日以後の相続から効力が発生します。

ただし、あくまでも相続税の申告期限の翌日以後から同特例が適用されますので、その申告内に相続財産を手放しても特例の適用はありませんのでご注意ください。

